

第3回合同検討委員会の概要

1 開催日時等

- (1) 開催日時：平成15年2月8日(土) 13:30～16:00
- (2) 開催場所：「ユートリー」8階中ホール(八戸市1番町1-9-22)

2 概要

(1) 報告事項について

平成14年11月から平成15年1月までに3回開催された技術部会の検討内容について報告があった。

約1万700社の排出事業者をリストアップし、廃棄物処理法に基づく報告徴収の実施、今後の責任追及の手順について説明があった。

青森・岩手県境不法投棄事案がその対象となる平成10年6月以前に不適正処分された産業廃棄物の除去支援策となる新法(特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法)の仕組み等について説明があった。(注：新法は、平成15年6月11日に成立した。)

(2) 検討事項について

原状回復の基本方針について説明があり、東西両地域の地形地質特性、廃棄物の種類、投棄量、投棄形態等が異なることから、地域特性に合った対策をとることが合理的であるとの提言がなされた。

なお、地域特性に合った対策をとるとしても、両県は密接な連携のもとに事業を進めていく必要があるとの提言もあった。

(3) 第3回委員会において提示された主な意見・提言

(注：矢印は対応内容を示す。)

青森県は一切の情報を公開して欲しい。また、検討委員会の結果を住民に説明して欲しい。

住民説明会等の開催やホームページへの掲載により、積極的な情報提供を今後も行っていく。

不法投棄現場の南側隣接地の牧草地に汚泥等が投棄されていることから、有害物質が含まれていないか調査願いたい。

現在、地域住民、農事組合法人和平高原開発農場、二戸市、田子町及び青森県で調査に向けた取り組みを調整している。(二戸市住民に対して平成15年6月12日に説明会を開催している)

両県の原状回復の基本方針は、口頭説明ではなく、書類で提出願いたい。

原状回復の基本方針は、第4回及び第5回技術部会で両県とも資料として提示した。

西側では100年持つ汚染拡散防止壁を想定しているというが、何故それほどの耐用年数が必要なのか住民には分からない。10年、20年もてばよいのであればそのような工法を技術部会で検討すればよい。100年も汚染が続くのなら除去しないのと同じではないか。

汚染の除去は時限立法の期間内で実施することとしており、汚染拡散防止壁の設置目的は、その間の十分な遮水効果の確保であり、汚染の封じ込めを前提としているものではない。

そのために適切な工法を採用し、適正な維持管理を行えば30年以上の耐久性のあるものになるという趣旨である。

行政の対応検証を行う行政部会（社会部会）を設置して欲しい。

本委員会は、本事案に係る対応策を効果的かつ早急に実施するために検討するものであり、本事案における行政責任の検証を行うものではない。

なお、青森・岩手県境不法投棄事案に係る行政対応の評価については、青森、岩手両県がそれぞれ「県境不法投棄検証委員会」、「県境産業廃棄物不法投棄対応検証委員会」を平成14年10月に設置し、ともに平成15年3月に検証結果を知事に対して報告、答申されたところであり、指摘された事項等に対し改善案を図っていることから、現在のところ「行政部会」を設置することは考えていない。

両県は、本事案についての説明会を開催して欲しい。

第3回委員会以後に行われた説明会は、次のとおりとなっているが、今後とも、住民等に対し適宜説明することとしている。

【青森県】

平成15年6月9日：第5回技術部会で示した「除去計画」についてその内容を説明し、意見・要望をいただいた。

【岩手県】

平成15年3月25日：第4回技術部会で示した「除去計画基本方針」についてその内容を説明し、意見・要望をいただいた。